

P F I 事業の実施に関する基本方針改正案に対するパブリックコメントの募集について

平成 24 年 1 月 23 日

内閣府民間資金等活用事業推進室

平成 23 年の通常国会（第 177 回国会）において、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設等の所要の措置を講ずることを内容とする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、11 月 30 日に全面施行されたところです。今般、上記法改正の内容を受け、P F I 事業の実施に関する基本方針を改正することを予定しています。

つきましては、本件改正内容に関しパブリックコメント（意見公募手続）を実施いたしますので、御意見等がございましたら下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添を御確認ください（基本方針改正案）。

【2. 意見の提出方法】

(1) 提出手段 郵送・F A X・フォームメール（電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください。）

(2) 提出期限 平成 24 年 2 月 3 日（金）必着

(3) 意見提出の宛先

郵送の場合：〒100-8970 東京都千代田区霞が関 3-1-1 内閣府民間資金等活用事業推進室あて

F A X の場合：03-3581-9682

フォームメールの場合：<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0015.html>

（上記 URL の案内に従い、御意見を御提出いただくことができます。）

【3. 意見提出様式（F A X の場合は以下事項を記載ください）】

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- ③ 御意見については日本語での御提出をお願いします。

(以 上)